

# リスクに備えて**収入保険**に加入しましょう！ **福島県が保険料を助成いたします！**

## 対象者

令和5年または令和6年から収入保険に**初めて加入**する**農業者**(個人、法人)で、自然災害や新型コロナウイルス等の影響により、令和4年の農業収入が過去の農業収入と比較して10%以上減少した方。

福島県の予算の範囲内に限ります。  
 お早めのお申し込みをお勧めします。



## 加入者が負担する保険料の **1/3** を助成します！

【従来の補償のタイプ(最大補償)】

基準収入	加入時に負担いただく保険料
500万円	約4万2千円
1,000万円	約8万5千円

1/3  
助成！

助成額

約1万4千円  
 約2万8千円

【新たな補償のタイプ(最大補償)】 ※詳細は裏面へ！

500万円	約8万8千円
1,000万円	約17万7千円

約2万9千円  
 約5万9千円

※助成額は申請を受け、助成金の計算を行い、決定後に指定の口座に交付(口座振込)いたします。  
 ※この他に付加保険料(事務費)、選択したプランによっては積立金のお支払いが別途必要です。

## ご希望される場合は...

令和5年12月末までに**保険料助成申請書**を提出ください。  
 詳しくはお近くの下記お問い合わせ先までお電話ください！

### ■ 県北支所

TEL: 0243-23-7777  
 福島出張所  
 TEL: 024-544-2722  
 伊達連絡所  
 TEL: 024-572-5733  
 相馬出張所  
 TEL: 0244-23-6236

### ■ 中央支所

TEL: 024-933-3307  
 田村出張所  
 TEL: 0247-82-0249  
 双葉出張所  
 TEL: 0240-22-4111  
 いわき出張所  
 TEL: 0246-24-1166

### ■ 県南支所

TEL: 0247-37-1003  
 白河出張所  
 TEL: 0248-27-1121  
 棚倉連絡所  
 TEL: 0247-33-2261

### ■ 会津支所

TEL: 0241-23-5144  
 南会津連絡所  
 TEL: 0241-62-5588  
**■ 本所**  
 TEL: 024-521-2730

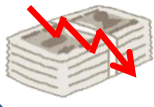
# 収入保険ってなに？

青色申告を実施している農業者を対象とした農産物の販売収入全体を補償する制度です。基本となる**保険方式**と、特約の**積立方式**の組み合わせ（最大補償でのご加入）で、農業者の基準となる収入の9割を下回った場合に下回った額の9割を補償いたします。

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収穫不能



倉庫等の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



- 図のように自然災害、価格の低下など様々なりスクに対応します！
- **ほとんどの農産物**をカバーします！
- 保険料の2分の1、積立金の4分の3は国が負担します！
- **基準収入の8割以上**の収入を確保できます！（最大補償の場合）
- 保険期間中の大きな災害により大幅な収入減少が見込まれる場合には、保険金の先払いとして**無利子の「つなぎ融資」**をご利用いただけます！
- **各種申請をインターネット申請サービス**で行うと割引が受けられます！

手厚い補償で安心だね！



## 令和6年1月以降の契約からより充実した制度に！

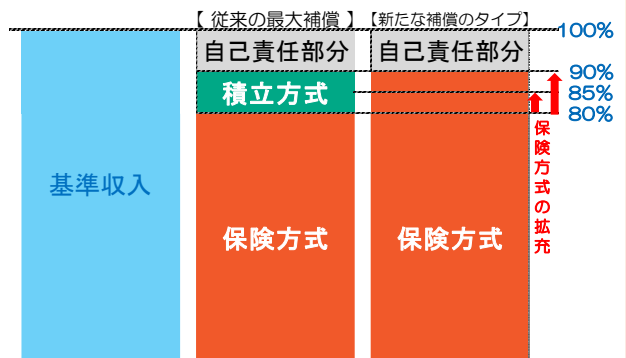
### 1 加入に必要な青色申告実績年数が短縮されます。

収入保険の加入には2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、1年分の実績で加入できるように短縮されました。これにより、**令和5年から青色申告をされる方であれば、令和6年1月契約から収入保険に加入することができます。**

### 2 新たな補償のタイプが新設されました。

積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、**保険方式のみで基準収入の9割**を補償限度とするタイプが新設されました。従来の方式に比べ、保険料は増しますが、**積立金がないため、新規加入時の負担が少なくなります。**

【新たな補償のタイプのイメージ図】



### 3 基準収入の算定の際に甚大な気象災害による影響を補正する特例が新設されました。

収入保険の基準収入は過去5年の平均収入が基本であり、甚大な災害により極端に収入が減収した年も算出に加味され基準収入が下がってしまうという課題がありました。そこで制度見直しにより**甚大な気象災害を受けた被害年の収入金額を補正して基準収入を算定する特例**が新設されました。